

消費税の新設法人に該当する旨の届出書

○
収受印

平成 年 月 日	届 出 者	(フリガナ) 納 税 地	(〒 -) (電話番号 - -)
		(フリガナ) 本 店 又 は 主たる事務所の所在地	(〒 -) (電話番号 - -)
		(フリガナ) 名 称	
		(フリガナ) 代 表 者 氏 名	印
		(フリガナ) 代 表 者 住 所	(電話番号 - -)
_____ 税務署長殿			
下記のとおり、消費税法第12条の2の規定による新設法人に該当することとなったので、消費税法第57条第2項の規定により届出します。			
消費税の新設法人に該当することとなった事業年度開始の日		平成 年 月 日	
上記の日における資本金の額又は出資の金額			
事業 内 容 等	設立年月日	平成 年 月 日	
	事業年度	自 月 日 至 月 日	
	事業内容		
参 考 事 項	「消費税課税期間特例選択・変更届出書」の提出の有無【有 (. . .) ・ 無】		
税理士署名押印	印 (電話番号 - -)		

税務署 処理 欄	整理番号		部門番号			
	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理	年 月 日

- 注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。
2. 印欄は、記載しないでください。

消費税の新設法人に該当する旨の届出書 (法12条の2関係)の記載要領等

1 提出すべき場合

消費税の新設法人に該当する旨の届出書は、その事業年度の基準期間がない法人のうち、当該事業年度開始の日における資本金の額又は出資の金額が1,000万円以上である法人(消費税法第9条第4項の規定による届出書「消費税課税事業者選択届出書(第1号様式)」の提出により消費税の納税義務が免除されなくなった法人を除く。)が提出するものです(法57)。

なお、法人設立届出書(法人税法第148条等の届出書)に消費税法第12条の2の新設法人に該当する旨及び所定の記載事項を記載して提出した場合には、この届出書の提出は不要となります。

(注) 消費税の新設法人に該当する法人については、基準期間のない課税期間(一般的には、設立第1期目及び第2期目)においては納税義務の免除の規定の適用はありませんが、基準期間の課税売上高を計算できる課税期間(一般的には、設立第3期目)からは、原則どおり基準期間の課税売上高により納税義務の有無を判定することとなります。

したがって、この届出書を提出した場合でも、設立第3期目以降において課税事業者となる場合又は課税事業者となることを選択しようとする場合には、改めて「消費税課税事業者届出書(第3号様式)」又は「消費税課税事業者選択届出書(第1号様式)」を提出する必要があります。

2 提出期限等

この届出書は、消費税法第12条の2に規定する新設法人に該当することとなった場合に、速やかに提出することとされています。

3 記載要領等

「消費税の新設法人に該当することとなった事業年度開始の日」欄には、消費税法第12条の2に規定する新設法人に該当することとなった事業年度の開始の日を記載します。

「上記の日における資本金の額又は出資の金額」欄には、「消費税の新設法人に該当することとなった事業年度開始の日」欄に記載した日における資本金の額又は出資の金額を記載します。

「設立年月日」欄には、法人を設立した年月日を記載します。

「事業年度」欄には、法人の事業年度を記載します。

なお、新規開業等の場合で設立1期目の事業年度が変則的なものとなる場合などは、通常時の事業年度を記載します。

「事業内容」欄には、法人の事業内容を具体的に記載します。

「参考事項」欄には、その他の参考となる事項等がある場合に記載します。

記載内容等についてご不明な場合は、最寄りの税務署(法人課税(第一)部門)にお問い合わせください。